



# 鳥取県公報

令和3年6月1日(火)  
第9305号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	令和3年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべき面積の限度 (323) (森林づくり推進課) . . . . . 2
	公共測量の終了 (324) (県土総務課) . . . . . 3
	指定居宅サービス事業者の指定 (325) (中部総合事務所県民福祉局) . . . . . 3
	指定介護予防サービス事業者の指定 (326) (〃) . . . . . 3
	指定障害福祉サービス事業者の指定 (327) (〃) . . . . . 3
	指定居宅サービス事業者の指定 (328) (西部総合事務所県民福祉局) . . . . . 4
	指定介護予防サービス事業者の指定 (329) (〃) . . . . . 4
	砂利採取法による採取計画の認可の公表 (330) (西部総合事務所米子県土整備局) . . . 4
◇ 公 告	鳥取県個人情報保護条例の運用状況 (県民参画協働課) . . . . . 4
	鳥取県情報公開条例の運用状況 (〃) . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第323号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、保安林の令和3年度における皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

令和3年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

同一の単位とされる保安林			皆伐面積の限度 (ヘクタール)	
指定目的	単位区域名	所在場所		
水源の涵養	鳥取地区	鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の区域を除く。）及び岩美郡	924.69	
	八頭地区	鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の区域に限る。）及び八頭郡	2,899.72	
	倉吉地区	倉吉市及び東伯郡	1,691.06	
	米子地区	米子市、西伯郡及び日野郡江府町	782.10	
	日野地区	日野郡日南町及び日野町	1,212.55	
土砂の流出の 防備	鳥取	鳥取市	190.31	
	米子	米子市	0.24	
	倉吉	倉吉市	62.00	
	岩美	岩美郡岩美町	105.00	
	若桜	八頭郡若桜町	16.10	
	智頭	八頭郡智頭町	15.26	
	八頭	八頭郡八頭町	21.64	
	三朝	東伯郡三朝町	53.20	
	湯梨浜	東伯郡湯梨浜町	41.28	
	琴浦	東伯郡琴浦町	51.89	
	北栄	東伯郡北栄町	0.14	
	大山	西伯郡大山町	51.78	
	南部	西伯郡南部町	7.16	
	伯耆	西伯郡伯耆町	14.29	
	日南	日野郡日南町	4.18	
	日野	日野郡日野町	16.82	
	江府	日野郡江府町	4.49	
	干害の防備	高路	鳥取市高路	12.38
		赤波	鳥取市用瀬町赤波	1.56
水谷		鳥取市鹿野町水谷	0.97	
本宮		米子市淀江町本宮	1.08	
志津		倉吉市志津	0.30	
栗尾		倉吉市栗尾	1.82	
大原		倉吉市大原	0.68	
長谷		岩美郡岩美町大字長谷	4.16	
喜才谷山		八頭郡八頭町船岡殿字喜才谷山	0.40	
明見谷東平		八頭郡八頭町船岡殿字明見谷東平	0.44	

	池ノ内下平	八頭郡八頭町水口字池ノ内下平	0.96
	槻 下	東伯郡琴浦町大字槻下	0.10
	金 屋	東伯郡琴浦町大字金屋	0.68
	杉 地	東伯郡琴浦町大字杉地	0.66
	大 谷	東伯郡北栄町大谷	1.48
	孝 霊 山	西伯郡大山町宮内、坊領、赤松字門野及び長田字孝霊山	14.42
	法 勝 寺	西伯郡南部町法勝寺	0.44
	大 谷 奥	西伯郡南部町伐株字大谷奥	0.08
公衆の保健	東 部 地 区	鳥取市、岩美郡及び八頭郡	91.45
	中 部 地 区	倉吉市及び東伯郡	34.36
	西 部 地 区	米子市、西伯郡及び日野郡	8.32

鳥取県告示第324号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和3年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量及び3級水準測量）
- 2 作業地域 八頭郡智頭町大字福原及び大字駒帰
- 3 終了年月日 令和3年4月16日

鳥取県告示第325号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年6月1日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
公益社団法人鳥取県中部医師会	在宅リハビリセンター三朝温泉病院	東伯郡三朝町山田690	令和3年6月1日	訪問リハビリテーション

鳥取県告示第326号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和3年6月1日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
公益社団法人鳥取県中部医師会	在宅リハビリセンター三朝温泉病院	東伯郡三朝町山田690	令和3年6月1日	介護予防訪問リハビリテーション

鳥取県告示第327号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和3年6月1日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社土屋	岡山県井原市井原町192-2	ホームケア土屋鳥取	倉吉市海田西町二丁目57-1	居宅介護、重度訪問介護	令和3年6月1日

## 鳥取県告示第328号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年6月1日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社メディカル・ケア米子	こころね訪問介護ステーション西福原	米子市西福原五丁目5-33	令和3年5月25日	訪問介護
〃	〃	〃	〃	訪問看護

## 鳥取県告示第329号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和3年6月1日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社メディカル・ケア米子	こころね訪問看護ステーション西福原	米子市西福原五丁目5-33	令和3年5月25日	介護予防訪問看護

## 鳥取県告示第330号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

令和3年6月1日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
株式会社ケイナン 代表取締役 山根 弘	日野郡日野町金持1583	米子市皆生温泉四丁目1829-1 (3,106平方メートル)	砂(4,124立方メートル)	令和3年4月20日から同年10月19日まで	令和3年4月20日

公 告

鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第53条の規定により、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の各実施機関における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和3年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 個人情報の開示請求書による開示請求の件数及び処理状況

(件)

実施機関	開示請求 件数	処理状況						
		全部開示	部分開示	非開示	不存在	請求拒否	取下げ	その他
知事（知事部局）	22	20	2	0	0	0	0	0
知事（企業局）	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	12	9	2	4	4	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	21	1	21	0	1	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人鳥取県 産業技術センター	0	0	0	0	0	0	0	0
公立大学法人公立鳥取環 境大学	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	55	30	25	4	5	0	0	0

(注) 開示請求件数と処理状況欄の件数の合計が異なるのは、1件の請求に対して2つ以上の開示決定等を行ったものがあるからである。

2 個人情報の口頭による開示請求の件数

(件)

実 施 機 関	開示請求の件数
知事（知事部局）	120
知事（企業局）	0
教育委員会	3,137
警察本部長	168
人事委員会	334
病院事業管理者	65
合 計	3,824

(注) 「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭で開示請求をすることができるものであり、請求により全部開示を行った。

なお、現在口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めているのは、上記の5実施機関（知事（知事部局及び企業局）、教育委員会、警察本部長、人事委員会及び病院事業管理者）のみである。

3 個人情報訂正請求の件数及び処理状況

(件)

実施機関	開示請求 件数	処理状況			内容
		訂正する	訂正しない	処理中	
警察本部長	1	1	0	0	個人情報の誤記

4 個人情報利用停止請求の件数及び処理状況

請求なし

5 審査請求の件数及び処理状況

(件)

件数	処 理 状 況								
	鳥取県個人情報保護委員会			不服申立てに対する決定等					
	諮 問	審議中	答 申	認 容	一部認容	棄 却	却 下	検討中	取下げ
2	2	2	0	0	0	0	0	0	0

(注) 審査請求の件数と処理状況欄の件数の合計が異なるのは、審査請求から処理の完結までに複数年度を要したものがあからである。

6 個人情報更正の申出及び是正の再申出の件数

申出なし

7 実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等の件数及び処理状況

(1) 実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案

募集年度	提案の募集期間	提案等の件数及び処理状況
令和元年度	令和2年2月28日から同年3月30日まで	提案なし
令和2年度	令和3年2月19日から同年3月22日まで	提案なし

(2) 作成された実施機関非識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案

提案なし

鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）第41条の規定により、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の各実施機関における条例の運用状況を次のとおり公表する。

令和3年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 公文書開示請求の件数及び処理状況

(件)

請求件数	処 理 状 況						
	全部開示	部分開示	非開示	不存在	請求拒否	取下げ	処理中
251	173	30	8	39	1	14	0

(注1) 「公文書開示請求」とは、条例第6条に規定する公文書の開示請求をいう。以下同じ。

(注2) 請求件数と処理状況欄の件数の合計が異なるのは、1件の請求に対して2つ以上の開示決定等を行ったものがあからである。

2 公文書開示請求の実施機関別内訳

(件)

実 施 機 関	公文書開示請求
令和新時代創造本部	3
交流人口拡大本部	5
危機管理局	4
総務部	23

知事（知事部局）	地域づくり推進部	10
	福祉保健部	16
	子育て・人財局	8
	生活環境部	28
	商工労働部	2
	農林水産部	5
	県土整備部	22
	会計管理局	0
	中部総合事務所	11
	西部総合事務所	23
	小計	160
知事（企業局）		0
教育委員会		40
公安委員会		0
警察本部長		44
選挙管理委員会		1
人事委員会		1
監査委員		3
労働委員会		0
収用委員会		0
海区漁業調整委員会		0
内水面漁場管理委員会		0
病院事業管理者		2
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター		0
公立大学法人公立鳥取環境大学		0
鳥取県住宅供給公社		0
鳥取県土地開発公社		0
公益財団法人鳥取県造林公社		0
公益財団法人鳥取県教育文化財団		0
一般財団法人鳥取県観光事業団		0
公益財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会		0
公益財団法人鳥取県文化振興財団		0
指定管理者		0
合 計		251

3 審査請求の件数及び処理状況

(件)

件 数	処 理 状 況								
	鳥取県情報公開審議会			審査請求に対する裁決等					
	諮 問	審 議 中	答 申	認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	検 討 中	取 下 げ
1	0	0	1	1	0	0	0	0	0